

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案				現 行			
別表第1(第3条関係) 1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料				別表第1(第3条関係) 1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料			
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義			階層区分	定義		
A	生活保護世帯等		0円	A	生活保護世帯等		0円
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯		2,000円	B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯		2,000円
C1	A階層及び	77,100円以下	6,500円	C1	A階層及び	77,100円以下	6,500円
C2	B階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 211,200円以下	10,000円	C2	B階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 211,200円以下	10,000円
C3		211,201円以上 301,000円以下	12,000円	C3		211,201円以上 301,000円以下	12,000円
C4		301,001円以上	15,000円	C4		301,001円以上	15,000円
2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料				2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料			
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円	A	生活保護世帯等	0円	0円

改正案					現 行				
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯		5,000円	4,900円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯		5,000円	4,900円
C 1	A 階 層	48,600円未満	9,000円	8,800円	C 1	A 階 層	48,600円未満	9,000円	8,800円
C 2	及び B 階層を	48,600円以上 67,500円未満	13,500円	13,200円	C 2	及び B 階層を	48,600円以上 67,500円未満	13,500円	13,200円
C 3	除き、当	67,500円以上 97,000円未満	22,000円	21,600円	C 3	除き、当	67,500円以上 97,000円未満	22,000円	21,600円
C 4	該年度	97,000円以上 125,500円未満	28,000円	27,500円	C 4	該年度	97,000円以上 125,500円未満	28,000円	27,500円
C 5	分の市	125,500円以上 169,000円未満	30,000円	29,400円	C 5	分の市	125,500円以上 169,000円未満	30,000円	29,400円
C 6	町村民	169,000円以上 251,000円未満	32,500円	31,900円	C 6	町村民	169,000円以上 251,000円未満	32,500円	31,900円
C 7	税所得	251,000円以上 301,000円未満	34,000円	33,400円	C 7	税所得	251,000円以上 301,000円未満	34,000円	33,400円
C 8	割の額	301,000円以上 397,000円未満	37,000円	36,300円	C 8	割の額	301,000円以上 397,000円未満	37,000円	36,300円
C 9	が次の	397,000円以上	41,000円	40,300円	C 9	が次の	397,000円以上	41,000円	40,300円
	区分に					区分に			
	該当す					該当す			
	る世帯					る世帯			
3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料					3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料				
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0円	0円	A	生活保護世帯等		0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯		5,500円	5,400円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯		5,500円	5,400円
C 1	A 階 層	48,600円未満	9,500円	9,300円	C 1	A 階 層	48,600円未満	9,500円	9,300円
C 2	及び B	48,600円以上	15,000円	14,700円	C 2	及び B	48,600円以上	15,000円	14,700円

改正案					現行				
	階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	67,500円未満				67,500円未満			
C 3		67,500円以上 97,000円未満	25,500円	25,000円	C 3	67,500円以上 97,000円未満	25,500円	25,000円	
C 4		97,000円以上 125,500円未満	35,500円	34,800円	C 4	97,000円以上 125,500円未満	35,500円	34,800円	
C 5		125,500円以上 169,000円未満	43,500円	42,700円	C 5	125,500円以上 169,000円未満	43,500円	42,700円	
C 6		169,000円以上 251,000円未満	54,500円	53,500円	C 6	169,000円以上 251,000円未満	54,500円	53,500円	
C 7		251,000円以上 301,000円未満	60,000円	58,900円	C 7	251,000円以上 301,000円未満	60,000円	58,900円	
C 8		301,000円以上 397,000円未満	71,000円	69,700円	C 8	301,000円以上 397,000円未満	71,000円	69,700円	
C 9		397,000円以上	89,000円	87,400円	C 9	397,000円以上	89,000円	87,400円	
備考					備考				
1・2 (省略)					1・2 (省略)				
3 これらの表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の算定については、同法第314条の7、第314条の8、 <u>第314条の9</u> 、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、 <u>第5条の4の2第6項</u> （同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、 <u>第5条の5第2項及び第45条</u> の規定は適用しないものとする。					3 これらの表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の算定については、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項 <u>及び</u> 第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は適用しないものとする。				
4～8 (省略)					4～8 (省略)				